

現代日本社会における待機児童問題と多様化する保育の必要性 ベビーホテル利用者の調査へ向けた課題整理

大 西 薫 ・ 大 西 将 史

The Study of Children-wait listed and Various Needs of Early Childhood Education and Care in Japan; Towards for Research of the ‘Baby Hotels Users’

Kaoru ONISHI, Masafumi OHNISHI

要旨

本研究は、ベビーホテル利用者への調査へ向けた課題整理を行うため、現代日本社会における待機児童問題と多様化する保育ニーズを、保育問題に関連した4つの視点から概観した。認可外保育施設の下位分類であるベビーホテルに焦点を当て、それを利用者している保護者へのインタビューから、保育所への入所者選定のために行われる得点化の問題点や、雇用形態から考える「保育の必要性」の意味、多様化する保育ニーズに応じてきたベビーホテルの存在を明らかにした。

キーワード：待機児童問題，保育ニーズの多様化と0歳児保育，ベビーホテル利用者，幼児教育・保育の無償化

1. 問題と目的

現代日本社会における子育て状況の問題：待機児童問題と多様な保育ニーズ

現代日本社会は、企業の経営状況の悪化や雇用形態の規制緩和に伴う働き方の変化、拡大家族の減少、離婚率の増加、ひとり親家庭の増加等に伴う家族のかたちの変化など、子どもを産み育てる状況に大きな変化が生じるとともにひずみが拡大している。物価の上昇に対して賃金の水準は変わらず、非正規労働を余儀なくされる世帯においては、金銭面で生活は苦しい。働かねば生活できないという状況の中で、またサポートしてくれる親世代と離れて生活している状況においては、子どもを育てるということに多大な困難が伴う。このような生活すること - 働くこと - 子どもを産み育てることの連鎖的な困難は、待機児童問題という形で先鋭化している。

日本で初めて待機児童が明らかにされた1995（平成7）年以降、様々な待機児童対策がなされてきた（表1）。それでも、待機児童数が大きく減ることはなかった。市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない、としている。「保育に欠ける」から「保育を必要とする」という規定への変化をもたらし、入所条件の緩和が図られた。にもかかわらず、児童福祉法の理念とは程遠い待機児童数は、子育て世帯だけではなく、子どもを育てたい、もし

くはもう一人子どもが欲しいと思っている世帯にとっても大きな不安を抱かせることにつながるというよう。

表 1. 待機児童問題解消のための諸施策

名称	策定年	主な内容
エンゼルプラン	1994年	全ての保育所で乳児保育の実施 延長保育、一時保育の拡充 保育所が相談指導などに対応、保育料の軽減
保育定員の弾力化	1998年	待機児童開所などのため、定員を超えて入所可能 (定員の15%。年度後半は25%)
新エンゼルプラン	1999年	低年齢児の保育所受け入れの拡大、 延長保育、休日保育の推進、病後児保育
待機児童ゼロ作戦	2001年	公設民営型など保育所運営の多様化・コストダウン化 保育所の経営主体の多様化と民営化を進める
少子化対策プラスワン	2002年	都市部での公設民営化の促進、分園の設置、株式会社などの参入規制の緩和 幼稚園における「預かり保育」を推進
認証保育所のスタート	2013年	児童福祉法上の認可保育所よりやや低い基準の認証制度を待機児童が多い自治体が作成。この認証基準を満たした認可外保育施設に対し公的助成を行う (東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、さいたま市などで実施)
子ども・子育て新制度	2015年	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び 小規模保育への給付（「地域型保育給付」）の制度 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点・放課後児童クラブなど）の充実

汐見（2014）より、一部加筆

待機児童数は、2017(平成29)年10月1日現在で55,443人(同年4月1日の待機児童数は26,081人)であり、その中でも3歳児未満は94.3%（0歳児：約52.0%、1・2歳児：42.4%）を占めている。待機児童数は、年に2回公表されているが、10月の待機児童数は4月に比べて2.1倍にも及ぶ。このような結果について厚生労働省は、年度途中に保育の申し込みが行われるが、保育の受け皿整備は4月開園に向けて行われる場合が多く、年度途中開園は少ないために申し込みに対して入園できない数は増加している¹⁾と報告している（厚生労働省, 2018）。つまり、4月入園の機会を逃すと、生まれた月によって保育所入所に不利益が生じるのである。

このような待機児童の問題とは異なり、潜在的には関連する大きな問題でありながら、あまり取り上げられてこなかった問題として、保育ニーズの多様化とそれへの対応がある。実は保育ニーズの多様化自体は1970年代の高度経済成期から認識されていたが、乳児保育が全国の保育園で実施されるようになったのは1994年、延長保育が実施されるのは1999年と、20年以上経過している（表1）。この空白の期間から現在に至るまで、認可保育施設では対応できない多様な保育ニーズに応えてきたのが認可外保育施設であり、その下位分類としてベビーホテルがある。認可外保育施設のうち、(1)午後8時以降の保育を行なう、(2)宿泊を伴う保育を行なう、(3)一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかの条件を常時満たす施設をベビーホテルという。ベビーホテルでは、1980年代初めに死亡事故が発生し、大きな社会問題を引き起こしたとともに、認可保育所では充足できない当時の保育施策とのギャップを浮き彫りにした²⁾。待機児童問題がクローズアップされる中で、ベビーホテルにおける乳児死亡事故のように、より観衆の目を引くような別の問題の陰に隠れる形で保育ニーズの多様化について十分に検討されてこなかったともいえる。しかしながら、両者は関連しており、待機児童問題を考える上で、また現代日本の社会的状況に対応した保育のあり方を考える上で、この問題は重要である。

そこで本論文は、待機児童問題と多様な保育ニーズについて、(1) 保活と0歳児保育、(2) 待機児童問題と保育所充足率の低下の意味、(3) 多様な雇用形態を考慮すること：認可外保育施設の機能と役割、(4) ベビーホテルと安全問題、の4点について先行研究及び統計資料をまとめた上で、保育の受け皿として機能してきた認可外保育施設の役割を明らかにする。認可外保育施設に関しては、行政調査以外に認可外施設に関するまとまった調査は乏しいのが現状である。その中でも、どのような保育者が認可外保育施設で保育をしているのか³⁾、女性の就労と認可外保育所の存在意義を唱えるもの⁴⁾があるが、本研究では、認可外保育施設の中でも、特にベビーホテルに焦点を当て、その利用者の特徴と保育ニーズを整理することで、現代日本社会における待機児童問題と多様化する保育の必要性を明らかにする。ベビーホテル利用者の特徴と保育ニーズを整理することで、ベビーホテル利用者への本調査を行う前の資料としたい。

2. 待機児童問題と多様な保育ニーズ

(1) 保活と0歳児保育

勝連(2016)によると、子どもを認可保育所などに入れるために保護者が行う活動、いわゆる「保活」も年々厳しさを増している⁵⁾。厚生労働省は2016年4月の入所に向けて保活を行った保護者を対象に調査を行った⁶⁾。調査期間は2016年4月から5月にかけてホームページ上で意見を募り、約5500人が回答した。その結果、保活を開始した時期が最も多い時期は出産後6か月以降(23.0%)であり、出産後6か月未満(22.1%)と、産前休業・産後休暇中(5.3%)、妊娠中(15.5%)を合わせると、75.9%が子どもを妊娠した時点から子どもが1歳になるまでの時期に保活をしていることが明らかにされた。また、保活の結果、希望通りの保育施設を利用できた人は半数以上(56.8%)であり、希望以外だが認可保育施設を利用(25.7%)、希望以外だが認可外保育所を利用(10.7%)と、保活によって何らかの保育施設を利用できる一方で、保活をしたにもかかわらず保育施設を利用できない人(4.6%)も存在した。さらに、希望以外の保育施設を利用する人ほど、保活に対する苦労や負担感が強いことも明らかにされ、複数回の役所訪問や情報収集を挙げた人が多かった。

自由回答の中には、保育園探しに伴う負担感として【入園自体が難しいので、保育方針や保育の質で施設を選ぶ余裕がない】【保育園の見学予約も先着順で、見学にすらいけない園もあった】【実際に園に足を運んで話を聞かないと分からない情報が多く、30か所以上暑い中子どもを連れて見学に行った】【保育園の見学は平日のみで夫の協力を得づらい】などが挙げられている。また、【保育園見学や区役所での申し込みのため、産後直後の体力が回復していない時期から、授乳などが必要な乳幼児を連れて、何度も外出しなければならない】【育児に加えて、情報収集や多くの保育園への見学申し込みをしなければならない】【首も座っていない子どもを連れての見学は大変だった】などの回答からは、身体的にも精神的にも保活への苦労がうかがえる。また、入園時期に関して、【保育園の情報収集や見学などの努力を重ねても、4月に入園できないとどこにも入れない可能性がある】【保育園に入りやすくするために、会社が認めている育児休業期間や自分が希望している育児休業期間を短縮しなければならない】【子どもがいつ生まれても、行政の日程である4月入園を前提に入園や職場復帰を考えなければならない】【早生まれだと保育園に入りやすく、生まれ月によって差がある】と、前述した待機児童問題に関連して、生まれ月と年度途中入所も問題となっていることがこれらの記述からも浮かび上がる。確実に保育所を利用できるように、と枠を確保するために、育児休暇を切り上げて0歳のうちに入所するケースが急増したという報告⁷⁾もある。保育士不足の中、0歳児保育を希望する人が増えれば、それだけ保育者の人数を確保しなければな

らない。地価の高い都心で0歳児保育を行う際のコストは月に40万～50万円かかる場合もあるという。そして、育児休暇が取得できない、もしくは取得しづらい職業、つまり、0歳児で子どもを保育所に預けなければ働くことのできない女性の存在を見逃しているのではないかと小林（2018）は指摘する⁷⁾。雇用形態と保育に関しては、下記の（3）多様な雇用形態に配慮すること、の項目で改めて検討する。

（2）待機児童問題と保育所における定員充足率の低下の意味

わが国では少子化が進む一方で、保育所入所希望者は増加している。また、表1で示したように、保育所の運営に関しては公設民営化、株式会社参入などの規制緩和により保育所定員は拡大し、利用児童数も増えた。厚生労働省は「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」を公表している⁸⁾。その中で、保育所等数は34,763か所、2017（平成29）年と比べて1,970か所（6.0%）増加し、保育所等を利用する児童の数は2,614,405人で、2017（平成29）年と比べて67,736人（2.7%）の増加している。それにもかかわらず、待機児童問題はなかなか解決しないが、実際には、保育所等の定員充足率は全国的にみれば下がっている。全国の保育所等定員充足率（利用児童数÷定員）は2018（平成30）年では93.4%で、2017（平成29）年と比べて0.8ポイントの減少となり、2016（平成28）年から連続して下がっている。少子化で過疎地の保育所が閉鎖され、入所希望者の増える都心部では、なかなか保育所が増えないことがその要因である。待機児童数が減少しない状況について、厚生労働省（2017）は、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,321）において待機児童がゼロであること、待機児童は都市部（首都圏：埼玉・千葉・東京・神奈川、近畿圏：京都・大阪・兵庫の7都府県。指定都市・中核市を含む）に多く見られる状況にあり、全体の72.1%を占めているとしている⁹⁾。

このような現象を前田（2017）は、次のように説明する。母親の就業継続率の上昇だけではなく、子育て世帯の流入しやすい地域、つまり、仕事も子育てもしやすい地域に人が集まった結果、保育ニーズの偏在を生み待機児童問題を深刻化させている¹⁰⁾。また、小林（2018）も、子育て世帯の都心回帰傾向を述べ、東京23区は大規模なマンションが次々と建設されているという⁷⁾。待機児童対策に熱心な自治体ほど子育て世帯に選ばれ、待機児童が減らないという事態に陥っているという。1980年代、専業主婦比率の高かった都会では、保育所は教員や公務員、ひとり親世帯など、限られた仕事や状況の人が利用するもので、偏見もあり利用する親子は少なかったという⁷⁾。しかし、1990年半ばから専業主婦世帯を共働き世帯が上回り、保育所を利用しないと生活が成り立たない世帯が増えてきたこと、また、母親の育児不安が大きくなると同時に、母親1人で子育てすることが母親の負担になることも多くなったことから、保育所などが行っている園庭開放や子育て支援プログラムを利用するケースなどもあり、保育所利用者は都市部を中心に増加している。

（3）多様な雇用形態を考慮すること：認可外保育施設の機能と役割

また、保育の需要予測に加味されていないと考えられることとして、小林（2018）は、雇用形態の変化に伴い、土日祝日、夜間や深夜にニーズの高い職業に雇用の受け皿が広がっているにもかかわらず、認可保育所の開所時間ではカバーしきれず、認可外に流れている可能性を指摘している⁷⁾。さらに、待機児童の多い地域では、認可保育所に確実に入所するために、まずは認可外に子どもを預けて保護者が働くことで保育の「実績」を作り、利用指数^{注1)}の点数を稼ぐ、といった事例も報告されている¹⁰⁾。

認可外保育施設は独自に入所希望者を受け入れ、保育料の決定ができる。そのため、認可保育施設より料金が割高なのが一般的である。認可外保育施設には、ベビーホテルやその他の認可外保育施設が含まれている。地方公共団体によっては一定の設置基準を満たす認可外保育施設を独自に認定して補助金を出す地方単独保育事業を行う制度がある（例えば、東京都の認証保育所、神奈川県横浜市の横浜保育室、埼玉県さいたま市のナーサリールームなど）。厚生労働省は、2016（平成28）年度、認可外保育施設（認証保育所も含む）の数は6,558か所、入所児童数は158,658人となっており、施設、利用者ともに減少していると報告¹¹⁾している（厚生労働省、2018）。

(4) ベビーホテルと安全問題

ベビーホテルには年1回の立入検査や報告徴収など、行政の指導監督が義務づけられている。厚生労働省(2018)によると、2016(平成28)年、全国の認可外保育施設約6,558カ所のうち約1,530カ所がベビーホテルであり、入所児童数は26,998人となっている¹¹⁾。これは前年度より施設、利用者ともに減少している。ベビーホテル利用年齢区分別にみると、0～2歳児は全体の55.2%に上る。小林(2018)は「認可に入れず認可外へ」というケースは空きが出れば認可に転園するため、4～5歳になれば認可に転園することが多いことを踏まえた上で、半数近い利用者が3歳以上になっても残っているということは、それだけ、夜間や深夜にも開所している認可外を必要としていることの現れ⁷⁾、と述べている。

ベビーホテルは1970年代、夜間や休日などに就労する女性の需要にこたえ、都市部を中心に盛んに運営された。その当時は、0歳児保育をしている園も少なく、延長、一時保育も制度としてはなかった時代であり、「ここしか預かってもらえない」という切実な保護者の願いを叶えたものであった。また、当時の公立保育園の保育料はベビーホテル利用料よりも高く、「いつからでも預かってくれる」「一時預けができる」「書類が簡単」などの利用理由が上位を占め、認可保育所の利用が困難である状況¹²⁾が伺える。

当初これらベビーホテルには十分な法的規制が設けられなかったため、乳幼児の死亡事故が続発し、保育士の不足や劣悪な保育環境、営利重視の経営姿勢などが報じられ社会問題^{2), 12)}となった。それを受けて、厚生省(当時)が1980年にベビーホテルを対象に調査を実施し、1981年に一斉点検、指導が実施された。しかし、ベビーホテルでの乳幼児の死亡事故が後を絶たないことから、2001(平成13)年の児童福祉法改正により、ベビーホテルを含む認可外保育施設に対する監督の強化¹³⁾が図られている。それにもかかわらず、死亡事故は後を絶たず、保育施設における子どもの死亡事故は、認可外保育施設や一時預かりで発生率が高い。2016(平成28)年の立入調査を受けたベビーホテル1035か所のうち、指導監督基準に適合していないものが581か所(56.0%)となっている¹¹⁾。また、「1～2歳児では、保育施設の死亡率のほうが日本全体よりも高いことは重要な問題」との弁護士談話を小林(2018)は掲載⁷⁾している。実際の死亡例をみると、保育者の行為(泣いている子どもに無理やり食べさせる・寝かせる)が子どもの命を奪っていると考えられるケースもあり、子どもや保護者にとって安心できる人であるべき保育者が行う保育そのものの質について、疑いたくなるようなことが起きている。

以上、待機児童問題を取り巻く現状と多様化する保育ニーズに関する課題について概観してきた。汐見(2014)は、待機児童問題として行ってきた定員の弾力化や、公説民営化、株式会社参入などの結果、保育環境や条件が以前よりも悪化しているといわれる状況をどう克服するのか、また、長

時間保育が増えている中で子どもの育ちを保障する保育ができるのか¹⁴⁾、と問題提起している。

ここからは、筆者らが行っているベビーホテル利用者への面接調査（継続中）やベビーホテル経営者および保育者の語りから得られた情報から、保育の必要性を選定基準に従って点数化することの意味について考えたい。

3. 保育の必要性を点数化することの意味と限界

前述したように、保育の必要性の選考基準は、自治体によって項目や配点が異なるものの、得点の高い人から「保育の必要性が高い」として入所可能となる。夫婦ともにフルタイムで働いている場合、より点数が高くなるという仕組みは、多様な雇用形態があるなかで、特定の雇用形態だけ優遇されることにつながりかねないと筆者は危惧する。もちろん、保育所定員には限りがあるので、優先度を決めて入所者を選定していくという方法はフェアなのかもしれない。しかし、保育の必要性といったときには、点数の高低に関わらず、「必要とする人」が存在するという事実を無視するわけにはいかない。

筆者らが知っているベビーホテル利用者の中には、飲食店やナイトクラブで働いている人がいる。就労時間であっても、「お客が来ないからもう帰っていいよ」と雇用主に言われ、十分な賃金がもらえないケースを聞いた。パートタイム勤務者や非正規雇用で勤務している場合など、働きたくても短時間労働を強いられるケースもある。また、フリーランスのように、仕事の依頼があるときに仕事をする在宅勤務者は、自宅で仕事をするという労働形態から、保育の必要性は低いとみなされる。このように、雇用形態からみれば弱い立場にあるにもかかわらず、入所希望者の中で得点が低ければ、保育所にも入所できない。また、またひとり親世帯や外国籍の親にとって、短時間で高収入を得るためには、他の人が働きたがらない夜間や土日祝祭日に集中的に働くことで、生活を維持する側面がある。利用したいとき（仕事があるときだけ）に利用し、急な勤務変更にも柔軟に対応するベビーホテルは、働く親にとって生活していくためになくてはならない存在¹⁵⁾であり、認可保育所で担保されていない保育がなされている。また、ベビーホテル利用者の中には、公務員としてフルタイムで働いている人もいる。彼らは、認可保育所を利用しながら夜間もしくは、祭日のみベビーホテルを利用している。つまり、保育の必要性が認められ、保育所に入所できたとしても、残業や会議など、認可保育所ではカバーできない時間帯にベビーホテルを一時的に利用しているケースである。

このように、利用者のニーズに切実にこたえてきたベビーホテルは、認可保育所などが十分に対応できていないニーズに対応してきた実績がある¹⁶⁾ことは見逃せない。すべての保育所で0歳児保育が可能になったのも、一時預かり事業も、ベビーホテルをはじめとする認可外保育施設を中心として行われてきたことなのである。1989（平成元）年には乳児院や養護施設での短期預かり制度や、認可保育所での夜間保育事業などによって、ベビーホテル利用者の需要に公的に対応するようになった¹³⁾。これらのことを踏まえると、ベビーホテル利用者の保育ニーズを把握することによって、今後、認可保育所で行われるべき保育ニーズや保育内容が浮き上がってくるのではないだろうか。ベビーホテルの担っている保育の役割を明確化することは、多様化する保育ニーズの重要な側面を捉えることを可能にすると考えられる。

4. 待機児童問題と幼児教育無償化

前述してきたように、1990年代から、日本では待機児童解消のための量的拡充や規制緩和がな

されてきたが、むしろ保育制度そのものの在り方を検討する時期がきているのではないだろうか。すでに地方では施設過剰となっており、規制緩和による株式会社参入によって生じる保育格差の問題も指摘されている⁷⁾。田中（2018）は、現在、保育をめぐる議論が白熱していると述べたうえで、女性の就労促進のための待機児童対策が国民的な議論を巻き起こしていること、国際的学力競争の中で就学前教育の必要性が唱えられていること、貧困対策の一環として保育所の重要性に注目が向けられていること、の3点を挙げて¹⁷⁾。そして、「質の高い幼児教育を保障する」ためとして、幼児教育・保育の無償化が2019年10月より3～5歳児の全員と住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に実施される。

秋田（2018）は、日本における幼児教育の無償化は、国際的にみても必要かつ重要な政策であることは間違いなしとしたうえで、無償化の条件に問題があると指摘している¹⁸⁾。特に、幼児期のナショナルカリキュラムである「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、3歳以上の教育内容について整合性が図られ、ほぼ同一となっている。その内容に基づいて教育に当たれるのは、幼稚園教諭や保育教諭、保育士のはずなのに、認可外保育施設では、この資格の基準を満たす人員やその教育を行うにふさわしい施設基準が満たされていない。それがそのまま、無資格者も含めたシフト勤務の中で、幼児教育という名のもとに無償化される^{注2)}ことを踏まえ、「無償化しても（日本の）幼児教育の質はこれまでと何も変わらない」と無償化の効果に否定的な見解を示し、今回の無償化政策は、保護者の保育ニーズに応える目先の人気取り政策であり、長期的な人材育成への政策になっていないとしている。その上で、保育者の研修や幼児教育の質向上のための評価制度を導入すべきだと提言している¹⁸⁾。保育を必要とする多様な保育ニーズを量的に把握しながら保育の質を高める取り組みも同時に行っていく必要がある。

5. 結論

本研究では現代日本社会における待機児童問題と多様化する保育ニーズを、保育問題に関連した4つの視点から概観した上で、ベビーホテル利用者の声を援用し保育の必要性を点数化することの意味と限界について論じてきた。そして、保護者の保育ニーズを満たすために行われてきた量的拡充や規制緩和、2019年10月に実施される予定である幼児教育・保育の無償化によって、ますます保育そのものの質が問われるようになってきている。多様な保護者のニーズに対応できない認可保育施設の受け皿として認可外保育施設が存在しているとはいえ、秋田（2018）は、質向上のために、認可外施設の数減らし、認可施設の数増大していくようにすべきだとしている¹⁸⁾。事実、2015年の新制度以降、認可の施設・事業への移行に伴い、施設数、入所児童数はともに減少している⁸⁾。24時間、年中無休で利用できる施設が多い日本では、夜間就労者が一定程度存在しているにも関わらず、認可されている保育サービスの多様化が進んでいるとは言い難い。保育の必要性の得点がたとえ低くても、そこには保育のニーズがあるということ、認可保育所を利用していても、それだけでは補完できない保育ニーズがあることが、ベビーホテル利用者へのインタビューから明らかにされた。

5. 今後の課題

ベビーホテルが多様な保育ニーズに応じている現状を明らかにするために、今後、さらに利用者の生の声を収集していきたい。また、ベビーホテルが保育施設として、「保育の質」を確保するために何が必要なのか、利用者や施設責任者への聞き取りなどを通して検討していく必要がある

う。特に、認可外保育施設で多発している子どもの死亡事故は絶対になくさなければならない。どのような保育施設に入所しても、平等にすべての子どもたちが適切な保育を安心・安全に受けることができることこそ、子どもの最善の権利を保障することにつながると考える。

注1) 利用指数

親の「保育の必要性」を点数化したもの。その点数の高い人から保育のニーズが高いと判定され、保育所に入ることができる。自治体によって項目が決められている。例えば東京都杉並区の場合、夫婦ともにフルタイム勤務で40点が世帯の利用指数となる。さらに調整指数として、すでに認可外保育所などを6か月以上利用して職場復帰しているとプラス点、きょうだいと同じ保育所にいるとプラス1点など加点される⁸⁾。

また、保育所入所のための選考基準として、選考基準の点数の中には、雇用形態だけではなく、疾病・障害、看護・介護、災害、社会的養護（DV・虐待など）が必要な場合などの区分のほか、世帯状況（例えば、単身赴任、ひとり親世帯、祖父母親族の助けなど）、学生、求職中など各自治体によって点数配分は異なる。

注2) 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化の対象となるのは、企業主導型保育事業や小規模保育事業、東京都などによる認証保育所だけではなく、認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育施設も対象となる。原則は指導基準を満たすこととされたが、5年間の経過措置として、「指導監督の基準を満たしていない場合でも」対象とすると、2018 骨太方針に明記された。認可外保育施設の無償化の上限額は月額3万7千円（0～2歳については月額4万2千円）となっている。また、国家戦略特区においても、保育士配置基準の6割以上が資格者であれば可とする「地方裁量型認可移行施設」（敬称）に、補助を出す仕組みが打ち出されている¹⁹⁾。

引用文献

- 1) 厚生労働省：平成29年10月時点の保育園などの待機児童数の状況について。平成30年4月1日。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000202678.html>
- 2) 山縣文治：ベビーホテル対策をめぐる評価 - 夜間保育を中心として -。社会福祉学，24：127 - 152，1983。
- 3) 田中まさ子・徳広圭子・大西薫：岐阜県の認可外保育施設の現状と課題 - 保育資源としての可能性を探る - 第1報 保育施設と保育内容の概要。岐阜聖徳学園大学短期大学部研究紀要，45，79 - 98，2013。
- 4) 小泉 康：認可外保育所の役割 - キャリア継続を望む女性のために -。神奈川大学大学院経営学研究科「研究年報」，18，79 - 82，2014。
- 5) 勝連千賀子：保活の実態。2016 保育白書，全国保育団体連合会・保育研究所編，ひとなる書房，東京，2016。
- 6) 厚生労働省：「保活」の実態に関する調査の結果。平成28年7月28日。
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/hokatsu-chousa_1.pdf
- 7) 小林美希：ルポ保育格差。岩波新書，東京，2018。
- 8) 厚生労働省：保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）。平成30年9月7日。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>
- 9) 内閣府：保育分野の現状と取り組みについて。厚生労働省，2017。<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20170922/170922hoiku02.pdf>
- 10) 前田正子：保育園問題。中公新書，東京，2017。
- 11) 厚生労働省：平成28年度 認可外保育施設の現況取りまとめ。平成30年7月19日。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/1807190001.pdf>
- 12) 中田照子：【地域における在宅サービス】住民生活とベビーホテル問題 - ベビーホテルと「延長」「夜間」保育制度の問題点。社会福祉学，23：21 - 55，1982。
- 13) 池田りな：保育の社会的意義と保育制度。保育の基礎を培う保育原理，関口はつえ編著，115-118，萌文書林，

東京, 2012.

- 14) 汐見稔幸：保育所入所基準と待機児童問題 - その経緯と今後 - . 社会福祉研究, 120, 126 - 134, 2014.
- 15) Onishi & Ohnishi : How do “Baby hotels” in Japan support families with special needs : The educational function and welfare role of the “Baby hotels” in Japan (1), 28th European Early Childhood Education Research Association Conference, 253, Budapest, 2018.
- 16) 大西薫・大西将史：認可外保育施設の機能と役割に関する研究：待機児童が少ない地域における認可外保育施設の特徴. 岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, 49, 1 - 12, 2017.
- 17) 田中智子：保護者負担と幼児教育・保育の「無償化」. 2018年子ども白書, 194 - 197, ひとなる書房, 東京, 2018.
- 18) 秋田喜代美：保育園無償化が効果ゼロに終わる3つの理由「無償化」ではなく「質向上」に資金を投入すべき. 東洋経済オンライン 2018年7月13日. <https://toyokeizai.net/articles/print/228749>
- 19) 「無償化」関連資料 資料1 経済財政運営と改革の基本方針2018(無償化関連抜粋)～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ 2018子ども白書, 202 - 205, ひとなる書房, 東京, 2018.

